

茨城県報 第7021号

昭和57年3月11日

木曜日

目 次

規 則

- | | | |
|--|---|-----|
| ●茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則(蚕糸課) …… | 1 | ページ |
|--|---|-----|

告 示

- | | |
|------------------------------|---|
| ●保険医療機関の辞退(保険課) …… | 2 |
| ●保険医の登録まつ消(") …… | 2 |
| ●農業共済事業の実施区域等(農業経済課) …… | 2 |
| ●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課) …… | 3 |
| ●土地改良法に基づく換地処分(") …… | 3 |
| ●道路の区域変更(2件)(道路維持課) …… | 4 |
| ●道路の供用開始(2件)(") …… | 5 |
| ●土地区画整理組合の理事氏名及び住所(都市計画課) …… | 5 |

公 告

- | | |
|--------------------------|---|
| ●昭和57年度電気工事士試験(商工指導課) …… | 6 |
| ●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課) …… | 7 |
| ●道路位置の指定(") …… | 8 |
| ●建築許可に関する聴聞(") …… | 8 |

規 則

茨城県規則第7号

茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県生繭の売買又は仲立許可手数料徴収規則(昭和24年茨城県規則第58号)の一部を次のように改正する。

題名中「又は」を「及び」に改める。

第1条中「8,000円」を「10,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第336号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条に基づき保険医療機関の辞退に関し、次の事項を告示する。

昭和57年 3 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医療機関 コード	名 称	所 在 地	辞退年月日
363,018,9	坂本 歯科医院	鹿島郡神栖町息栖	56.12.30

茨城県告示第337号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第9条に基づき保険医の登録まつ消に関し、次の事項を告示する。

昭和57年 3 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

保険医氏名	登録記号番号	まつ消年月日
坂本 敬 止	茨 歯 5 0 5	56.12.30
朝 倉 竹次郎	” 3 8 1	56.11.30

茨城県告示第338号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第85条の3第1項の規定による農業共済事業を行う町及び当該町が行う共済事業の実施区域を、同法第85条の3第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

昭和57年 3 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

町 名	共済事業の実施区域	当該町に対し移譲の申出を行つた農業共済組合名	実 施 期 日
内 原 町	内原町の区域一円	内原町 農 業 共 済 組 合	昭和57年 4 月 1 日

茨城県告示第339号

七会村長阿久津憲一から、昭和57年1月13日付けで認可申請のあつた山下地区土地改良事業は、
適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同
法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

山下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年3月13日から昭和57年4月1日まで

3 縦 覧 の 場 所 七会村役場

茨城県告示第340号

結城郡八千代町大字平塚2165の1大里章ほか27名から昭和56年12月23日付けで認可申請のあつた
菱毛地区土地改良事業（共同施行）の計画変更については、適当と決定したので、土地改良法（昭
和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、
関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 菱毛地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 菱毛地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年3月13日から昭和57年4月1日まで

3 縦 覧 の 場 所 八千代町役場

茨城県告示第341号

昭和56年4月30日付け農管指令第213号をもつて認可した箕輪西部地区の換地計画については、
換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準
用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第342号

道路法（昭和72年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和57年3月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 牛渡馬場山土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字一の瀬 字一の瀬81番から	旧	メートル 最大 8.50	メートル 177.00	
		最小 5.50		
新治郡出島村大字一の瀬 字一の瀬86番まで	新	最大 19.20 最小 9.70	177.00	橋梁架換及び拡幅による区域変更

茨城県告示第343号

道路法（昭和72年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和57年3月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小野土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字大畑字笠師前 1589—12番地先から	旧	メートル 最大 10.00	メートル 167.00	
		最小 9.30		
新治郡新治村大字大畑字風谷 1605—4番地先まで	新	最大 27.20 最小 9.30	167.00	一般国道125号供用開始に伴う拡幅

茨城県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年3月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道小野土浦線
- 2 供用開始の区間
新治郡新治村大字大畑字笠師前1589—12番地先から
新治郡新治村大字大畑字風谷1605—4番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年3月11日

茨城県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年3月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間
土浦市大字常名字漆畑4234—22番から
新治郡新治村大字大畑字風谷1605—4番まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年3月11日

茨城県告示第346号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定に基づき沢メキ土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事	井 上 新兵衛	那珂湊市本町10番5号
同	大 内 はる	〃 殿山町二丁目15番20号
同	須 貝 きよ	〃 〃 〃 12番14号
同	根 本 栄一	〃 〃 〃 〃
同	根 本 清 寿	〃 平磯町990番地の1

公 告

●昭和57年度電気工事士試験

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定に基づき、昭和57年度電気工事士試験を次のとおり公告する。

昭和57年 3 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 試 験 期 日

(1) 筆 記 試 験 昭和57年 6 月 27 日 (日)

(2) 技 能 試 験 昭和57年 9 月 12 日 (日)

2 試 験 場 所

(1) 筆 記 試 験 水戸市文京 2 丁目 1 番 1 号 (国立) 茨城大学

(2) 技 能 試 験 水戸市元吉田町1012番地 (県立) 水戸工業高等学校

(ただし、試験場所に変更があつた場合は、出願者に対して通知する。)

3 願 書 受 付 期 間 昭和57年 5 月 10 日 (月) から昭和57年 5 月 14 日 (金) まで

(願書は願書提出先に直接持参すること。)

4 受 験 手 続

(1) 受験申請必要書類

試験を受けようとする者は、下記の書類を提出すること。

(ア) 受験願書 電気工事士法施行規則第13条の様式第6による。

(イ) 受験票控

(ウ) 受験票

(エ) 写 真 (1 枚)

正面脱帽上半身像の縦 8 cm、横 6 cm、出願前 6 ヶ月以内に撮影したもので裏面に氏名を記入したもの。

(オ) 手 数 料 茨城県収入証紙 4,900円

ただし、納入済のものは還付しない。

(カ) そ の 他

筆記試験の免除の適用を受けようとする者は、それを証明する書類。

(2) 願書提出先 (次のうち最寄りの場所)

(ア) 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 (県庁内)

県北地方総合事務所 生活商工課

(イ) 日立市会瀬町 4 丁目 9 番 13 号 (中小企業福祉センター内)

県北地方総合事務所 日立商工分室

(ウ) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番地の3 (鉾田合同庁舎内)

鹿行地方総合事務所 生活商工課

(エ) 土浦市真鍋5丁目17番26号 (土浦合同庁舎内)

県南地方総合事務所 生活商工課

(オ) 下館市二木成615番地 (下館合同庁舎内)

県西地方総合事務所 生活商工課

5 試 験 科 目

(1) 筆 記 試 験 電気工事士法施行令第8条による。

(2) 技 能 試 験 電気工事士法施行令第10条による。

6 筆記試験の免除の適用

電気工事士法施行令第9条による。

7 受 験 票 の 交 付 出願者に対しては受験票を交付する。

8 合 格 発 表

合格発表は合格者に対して行うほか、筆記試験については7月27日(火)、技能試験については10月1日(金)に合格者名簿を願書提出先及び商工指導課に掲示する。

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和57年 3 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市大字野々井前原186番1, 同番6, 同番7, 181番1, 同番2, 同番3, 183番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市東原1丁目3番17号

日産サニー茨城販売株式会社 白 井 実

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡真壁町大字桜井字馬場361番, 360番, 362番から364番まで, 365番1, 366番

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡真壁町大字古城87番3

大塚商事有限会社 代表取締役 大 塚 定 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字釈迦字雷電脇1696番3, 同番4, 1697番1, 1698番1, 同番3, 1700番から
1703番まで

2 事業主の住所及び氏名

古河市東1丁目1の5

関東通運株式会社 代表取締役 柿 沼 栄 二

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第71号	57.3.1	飯島甚右衛門	鹿島郡大洋村汲 上1724-2	鹿島郡大野村大字小山 字藤立1194番32, 字原 山1102番32	メートル 4.00	メートル 28.40
" 第72号	"	宮内 晃	" 鹿島町宮 中2278-9	" 鹿島町宮中字荒 原154番2, 同番7	4.00	30.00
" 第73号	57.3.2	小野卯之助	" " " 5229	" " " 字新 町附5279番7, 同番11	4.00	33.25
下土木指令 第57号	57.3.1	中山 四郎	下館市塚原22	下館市大字下中山字多 良棒1085番4	4.01	22.50
境土木指令 第72号	57.2.26	大山工務店 (代) 米山 文雄	東京都北区中里 2丁目9番5号	猿島郡三和町大字東山 田字中里1815番458	4.60	103.82

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和57年3月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 聴 聞 期 日 昭和57年3月18日 午前11時
- 聴 聞 場 所 下館市大字菅谷字久保田718-2
- 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
古綿の再製工場の増築について
- 申請者住所氏名 下館市菅谷1027
山 口 藤 吾
- 建築物構造規模 鉄骨造2階建 増築

申請延面積124.02㎡ 既存118.98㎡

6 敷 地 面 積 445.95㎡

7 原 動 機 新設10.5KW

8 建築物の位置 下館市大字菅谷字久保田718-2



★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人
発行所 茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所